

令和 4 年 6 月 9 日

市府民税の納税証明書の誤送付

羽曳野市総務部税務課において、令和 3 年度市府民税の納税証明書を誤って別の方に送付したことが判明しましたので、ご報告いたします。

概 要	<p>(Aさん)の令和3年度の納税証明書を(Bさん)の代理人へ誤送付したものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●令和4年6月3日 午前9時頃に、(Aさんの配偶者)が来庁し、税務課窓口にて申請書を受理し納税証明の交付を行った。 ●同日午後、(Bさん)の代理人を通じて納税証明書を郵送請求される。 ●(Bさん)の証明書発行の準備を進めるが、他の電話・窓口対応を並行して行っていた。 <p>郵送請求の処理を再開した際、検索履歴機能を使用して(Bさん)の検索を行い、証明書の発行を進めが、午前中に発行した(Aさん)の検索履歴を誤って選択し、納税証明書を発行。(Bさん)の代理人宛の返信用封筒に入れて送付をした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●令和4年6月8日、(Bさん)の代理人より電話があり、誤送付が発覚した。
漏洩した個人情報	(Aさん)の住所、氏名、納付すべき税額、納付済税額、未納税額、未納税額のうち納期限未到来税額
対 応	<ul style="list-style-type: none"> ●(Aさんの配偶者)に架電し、謝罪。面会を申し出たが、仕事により忙しいためということで、翌日に(Aさんの配偶者)より連絡をいただくこととなった。 ●(Bさん)の代理人には翌日速達にて正しい納税証明書および誤送付した納税証明書用の返信用封筒を送付。

原因	証明書発行画面および封入時に確認が不十分だったため、誤った証明書と気付かずに処理をした。
再発防止	今回の事務処理ミスによる極めて重大な個人情報の漏洩となった事案を受け、発行時にはパソコンの証明書発行画面との照合を徹底し、発送前には他の職員にて再度確認を行います。また課内での共有を図ります。
コメント	(税務長) 極めて秘匿性の高い個人情報の記載された書類が誤送付された事案であり、市の信用と信頼を損なう事務ミスが生じました。今後、このようなことが起こることが無いように、再発防止を徹底してまいります。
問合せ	税務課